

平川市発注土木工事における「週休２日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、平川市が発注する工事において、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休２日工事の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。なお、定めのないものについては青森県制定の「県土整備部発注工事における「週休２日確保工事」実施要領」に準ずるものとする。ただし、「７工事成績評定における評価」及び「８証明書の発行」は除く。

2 週休２日確保工事の発注

工事発注時、以下の（１）から（４）の順に選択することとし、週休２日の確保方法、発注者による指定の有無及び週休２日の対象外とする期間（当該工事特有のもの）を特記仕様書に明示する。

（１）発注者指定型（完全週休２日）

現場閉所による完全週休２日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。工事施工中に発生したやむを得ない理由がある場合を除き、受注者は現場閉所により完全週休２日の確保を行わなければならない。

（２）発注者指定型（現場閉所）

現場閉所による週休２日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。工事施工中に発生したやむを得ない理由がある場合を除き、受注者は現場閉所により週休２日の確保を行わなければならない。

以下の両方を満たす全ての工事を対象とする。

ア 当初工期が以下のいずれかにより設定されていること

（ア）土木工事標準積算基準書（青森県県土整備部）における標準工事日数以上を確保している工事

（イ）積上げにより週休２日に対応した工期を設定している工事

イ 以下に該当しないこと

（ア）災害復旧工事や応急対策等、早期完成が特に求められる工事

（イ）時間的制約を受ける工事

（ウ）維持管理工事等、工事特性から本方式の適用が困難な工事

（３）発注者指定型（交替制）

現場閉所による週休２日の確保が難しい現場において、交替制による週休２日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。

以下のいずれかに該当する工事を対象とする。

- ア 維持管理工事等、事前に現場閉所日を設定することができない工事
- イ その他、工事特性から本方式の適用が望ましい工事

(4) 受注者希望型

工事発注後、受注者が週休2日の実施を希望し、現場閉所又は交替制による週休2日確保に取り組むことができる方式である。

原則として、上記(1)から(3)に該当しない全ての工事を対象とする。

(5) 対象外工事

全ての工事は上記(1)から(4)のいずれかを選択することを原則とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- ア 緊急を要する工事
- イ その他、週休2日の確保が適当でないと判断される工事（小規模工事等）

3 附則

この要領は、令和7年2月1日以降公告、又は指名通知となる工事から適用する。